

令和5年度

第1回水戸市千波市民センター運営審議会

日時：令和5年7月6日（木）午後1時30分開会

場所：水戸市千波市民センター 会議室

水戸市千波市民センター

# 次 第

## 1 開会

## 2 会長挨拶

## 3 議題

(1) 令和5年度千波市民センター運営方針及び重点目標について

(2) 令和5年度千波市民センター事業計画について

(3) 令和5年度千波市民センター定期講座について

(4) その他

## 4 閉会

## (1) 令和5年度千波市民センター運営方針及び重点目標について

### 運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられる豊かな地域を形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

千波市民センターにおいては、感染症対策と地域活動の再開を図りながら、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努める。また、東日本大震災での経験や近年の台風大型化への警戒等を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

### 重 点 目 標

#### 1 地域コミュニティ活動の推進

##### (1) 地域コミュニティ活動の活性化

ア 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプランの実現に向けた取組への支援を促進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。

イ 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

ウ 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。特に水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働により、「みと町内会・自治会カード」事業の更なる魅力の向上を図る。

エ 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

##### (2) 地域コミュニティ活動環境の充実

千波市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの積極的な利用を促進するとともに、長寿命化型改修の実施及び施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

##### (3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

## 2 生涯学習活動の推進

### (1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である千波市民センターにおいては、どのような状況下でも学びを止めることなく、「個人の要望」する学習による生きがいを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子・高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会を提供する。

そのため、水戸市における生涯学習事業を総称した「みと弘道館大学」に位置付けた、一般教養講座や定期講座を開催するとともに、みと好文カレッジにおける事業を活用しながら、市民のライフスタイルに定着し、生涯にわたって学び続けることができるよう、学習機会の充実に努める。

#### ア 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

#### イ 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくため、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。特に、デジタル・ディバイド解消のため、高齢者等に向けたICTリテラシーを身につける講座の充実に努める。

また、地域団体と千波市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開する。

#### ウ 家庭教育や子育てを支援する講座等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割があることから、家庭教育について考える機会を提供するため、学校等における家庭教育学級や家庭教育講演会を開催する。

また、未就園児の保護者が家庭教育について学び、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができるよう支援するため、家庭教育強化事業を実施する。

### (2) 学習の成果を生かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに生かせるよう、地域人材の発掘・育成を行い、地域の活性化や特色あるまちづくりに生かしていくための環境づくりを進める。

#### ア 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用を推進する。

#### イ 学習の成果を発表する場の創出

千波市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、生涯学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

ウ 学習の成果を地域活動に生かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に生かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。千波市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につなげられるよう、人材の育成と活用に努める。

エ 事業評価に基づく事業の推進

千波市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で生涯学習の成果をどのように生かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

千波市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営を図る。

(3) 家庭・地域・学校の連携の強化

家庭・地域・学校が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組む体制を構築し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができるよう、千波市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能充実に努める。

ア 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

地域、学校と連携を図りながら、様々な形で異なる世代での交流や大人と接する事業など、子どもたちが地域活動に参加する場を提供し、地域社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

イ 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、地域の人的資源を子育て支援事業や学校活動支援事業に活用し、家庭教育を地域社会全体で支える仕組みづくりに努める。

## (2) 令和5年度 千波市民センター事業計画について

### 定期講座（教室・クラブ）

日程	内容	講師	人数
・教室 5月から翌3月まで ※8月休講 ・クラブ 5月から翌3月まで ※一部8月休講	・教室 茶道 ・クラブ パンづくり外12クラブ	・教室 大枝 素春先生 ・クラブ 鈴木 三智先生 外11人	7ページ 参照

### いきいき健康クラブ

日程	内容	講師	人数
4月から翌3月まで 毎月第1・3木曜日 10:00～11:30	軽体操やレクリエーション, 会 話などを通じた交流と健康づく り ※対象 65歳以上	地域指導員千波地区 10人	会員 35人

### シルバーリハビリ体操教室

日程	内容	講師	人数
4月から翌3月まで 毎月第1・3月曜日 10:00～11:30	筋力や柔軟性の向上と生活動 作を楽にするため, いつでも, ど こでも, 一人でも取り組める体操 ※対象 65歳以上	水戸市シルバーリハビリ 体操指導士の会東部支部 10人	会員 20人

### 元気アップ・ステップ運動教室

日程	内容	講師	人数
4月から翌3月まで 毎月第1・3・5月曜日 15:00～16:30 (教室) 13:00～14:30 (自主)	足腰を中心とした筋力トレー ニングと有酸素運動 ※対象 65歳以上	水戸市高齢福祉課運動 指導員等 2～3人	教室 20人 自主 11人

寿大学（高齢者学級）

日程	内容	備考	人数
6月8日（木） 10:00～11:30	・「高齢者の防犯」 ニセ電話詐欺等の身近な犯罪 被害に遭わないために	（講師） 水戸警察署生活安全課職員 ・防犯ボランティア	46人
7月13日（木） 10:00～11:30	・「みんなでモルック楽しんで！」 だれもが楽しめるレクリエー ションスポーツです。	（講師） スポーツ推進員 高久 たかみ 様 綿引 静夫 様	54人
9月28日（木） 10:00～11:30	・「懐かしい歌を歌おう」 歌って 笑って 音楽で健康 に	（講師） 音楽療法士 馬立 明美 様 ピアノ伴奏 吉成 むつみ 様	54人
11月2日（木）	・移動学習「守谷市方面」 工場見学等	水戸市バス利用	40人

子育て広場（未就学児とその保護者）

日程	内容	備考	人数
4月から翌3月まで 毎月第1・3金曜日	子育て中の親子が、気軽に集 え、交流できる遊びの場を開設 し、子育てを支援する。	千波女性会による サポート	190組 380人 (見込)

女性学級

日程	内容	備考	人数
6月22日（木） 10:00～11:30	・「いつまでも若々しく！」 老化を防いで身体の中から健 康に	（講師） 明治安田生命 大川 祐美 様	36人

9月12日(火) 10:00～11:30	・「健康長寿の秘訣」 介護予防事業の紹介	(講師) 水戸市高齢福祉課職員	36人
12月13日(水) 10:00～11:30	・「オリジナルリース作り」 水戸市植物公園の花(ドライフラワー)を使って作ります。	(講師) 植物公園園芸指導員 荒川 紀子 様	36人
2月22日(木)	・移動学習「真壁市方面」 真壁のひなまつりと史跡巡り	水戸市バス利用	36人

#### 夏休み少年少女教室(地区児童)

日程	内容	講師	人数
7月27日(木) 28日(金) 9:30～12:00(1～3年生) 13:00～15:30(4～6年生)	・図画実習(絵画教室) 小学生の夏休みの課題作品に対応する。 ※対象 小学校1～6年生	別所 恵子 先生	各20人

#### 冬休み少年少女教室(地区児童)

日程	内容	講師	人数
12月26日(火) 10:00～11:30	・書道実習(書道教室) 小学生の冬休みの課題作品に対応する。 ※対象 小学校3～6年生	高橋 司 先生 岡崎 千鶴子 先生	20人

#### 家庭教育強化事業(未就学児とその保護者)

日程	内容	講師	人数
9月19日(火) 10:30～11:30	・「ベビーマッサージ教室」	郡司 理香 先生	8組
10月24日(火) 10:00～11:00	・「リトミック教室」	高橋 優子 先生	15組



### (3) 令和5年度千波市民センター定期講座について

令和5年7月1日現在

#### 【教室】（8月休講）

No.	教室名	開講日時	受講生数 ( )内は、うち新規 受講生数		講師名 (敬称略)
1	茶道	第1・3月曜日 13:30~15:30	8	(2)	大枝 素春

#### 【クラブ（自主運営）】（★印については8月休講）

No.	クラブ名	開講日時	受講生数 ( )内は、うち新規 受講生数		講師名 (敬称略)
1	★ パンづくり	第1月曜日 9:30~13:00	20	(3)	鈴木 三智
2	健康ストレッチ	第2・4月曜日 10:00~11:30	40	(14)	古谷 信義
3	コーラス	第1・3火曜日 10:00~12:00	24	(2)	緑川 弘子 増渕 亜依
4	★ 菓子づくりA	第2水曜日 9:00~12:30	11	(1)	塚原 秩子
5	オカリナ	第1・3水曜日 10:00~12:00	25	(5)	野内 敏子
6	★ 歌謡	第1・3水曜日 19:00~21:00	26	(0)	上杉 京子
7	太極拳	第1・3木曜日 14:00~16:00	18	(7)	星野 明
8	★ 絵手紙	第2・4木曜日 13:30~15:30	18	(0)	鯨 和子
9	★ 菓子づくりB	第2木曜日 9:00~12:30	11	(2)	塚原 秩子
10	★ ヨーガ	毎週金曜日 9:50~10:50 又は 11:00~12:00 のいずれか	28	(2)	小林 恵美子
11	ピラティスA	第2・4金曜日 14:00~15:00	22	(0)	岡田 典子
12	ピラティスB	第2・4金曜日 15:30~16:30	22	(3)	岡田 典子
13	★ そば打ち	第1土曜日 9:30~12:00	11	(3)	—
14	★ 男の料理	第4土曜日 10:00~12:00	19	(3)	三熊 理恵
計			295	(45)	

	受講生数 ( )内は、うち新規 受講生数	
教室	8	(2)
クラブ	295	(45)
計	303	(47)

## 【参考】千波地区の主な事業計画

事業名	日程 場所	備考
地区お父さんソフトボール	6月4日(日) 元石川市民運動場	3チーム参加によるリーグ戦を実施
生涯学習部研修視察	6月29日(木) 福島方面	
地区ママさんバレーボール	8月25日(金) 千波中学校	
みんなで歌いましょう	7月下旬 千波市民センター	生涯学習部事業、童謡を唄う会
南部ブロック球技大会	8月27日(日) 緑岡中学校	男子 ソフトボール 女子 ソフトバレーボール
千波学区福寿のつどい	9月16日(土) 千波市民センター	
市民運動会	10月8日(日) 千波中学校	
地区防災訓練	11月18日(土) 千波市民センター	地域住民の防災訓練
三世代交流歩く会	11月5日(日) 千波湖, 借楽園ほか	ルート未定
千波ふれあいまつり	11月11日(土), 12日(日) 千波市民センター	
地区クリーン作戦	12月 千波市民センター	幹線道路のゴミ収集
ソフトバレーボール	令和5年2月 千波中学校	

## ○水戸市市民センター条例（抜粋）

### （趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

### （設置）

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

### （事業）

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

### （使用の許可）

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

### （使用の不許可）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

### （権利譲渡等の禁止）

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

### （使用の許可の取消し等）

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができず、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。